

松戸市病院事業経営再建支援業務委託
公募型プロポーザル実施要領

令和7年9月8日

松戸市病院事業

1 業務委託の背景と趣旨

松戸市立総合医療センターは東葛北部保健医療圏の基幹病院として、松戸市のみならず広域的に、小児、周産期、三次救急等の政策医療を担っております。

しかしながら、その経営状況は医業収益に比し、支出、特に人件費率の増大により、極めて深刻な状況に陥っております。

病院事業は緊急的な取組みとして入院患者の増加や費用の削減等に取り組んでおりますが、抜本的な解決には至っていません。このような中、令和7年8月1日に松戸市長により「松戸市立総合医療センター経営再建プロジェクトチーム」が設置され、令和7年8月22日に松戸市議会全員協議会にて、「松戸市立総合医療センター経営再建方針」を報告し、これまで以上に松戸市と連携を図り、経営改善を推し進めているところです。

今後は、再建方針を元に、具体的かつ実効性のある計画を策定し、実行に移していく必要があることから、専門的知見と経験を有する事業者からの支援を受け、よりスピード感のある経営改善を実現すべく、本業務委託を実施いたします。

2 業務概要

(1) 業務名称

松戸市病院事業経営再建支援業務委託

(2) 事業場所

松戸市千駄堀993番地の1

(3) 業務内容

別紙「松戸市病院事業経営再建支援業務委託仕様書」による

(4) 履行期間

契約締結日の翌日から令和8年3月31日まで

3 プロポーザル方式により最優秀提案者を特定する理由

病院の経営再建支援という複雑かつ専門的な知見、経験を必要とする業務の性質上、価格のみによる競争で事業者を選定する入札方式ではなく、提案内容等を事業者選定に反映することができるプロポーザル方式で実施することが望ましいため。

4 プロポーザル方式の方法及び理由

競争性、公平性の観点から広く提案を受ける必要があり、公募型とする。

5 事業スケジュール

項 目	日 程
(1) 公募公告（手続き開始）	令和7年9月8日（月）
(2) 質問締切	令和7年9月17日（水）
(3) 質問への回答	令和7年9月22日（月）
(4) 参加登録締切	令和7年9月25日（木）
(5) 参加登録資格審査	令和7年9月26日（金）
(6) 参加登録通知	令和7年9月29日（月）
(7) 企画提案書締切	令和7年10月2日（木）
(8) プレゼンテーション	令和7年10月6日（月）
(9) 選定結果通知	令和7年10月7日（火）
(10) 委託契約締結	令和7年10月15日（水）（予定）

6 参加資格要件

参加資格要件は次に掲げる事項とする。なお、参加申込書が受理されている場合でも、要件のいずれかを満たしていないことが判明した場合、要件を満たすまで有資格者としては取扱わないこととする。

なお、各要件の基準日は、参加登録関係書類の提出期限日とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のほか、次にいずれにも該当しないこと。
 - ア 手形交換所による取引停止処分を受けた日から2年間を経過しない者又は当該業務委託等の開札日（見積もり合わせの日）前6か月以内に手形若しくは小切手の不渡りを出した者
 - イ 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用の申請をした者で、同法に基づく裁判所からの再生手続き開始の決定がされていない者
 - ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申請をした者で、同法に基づく裁判所からの再生手続き開始の決定がされていない者
 - エ 「破産法」（平成16年法律第75号）に基づく破産手続き開始の申立てをしていないこと。
 - オ 警察当局から暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として国の調達事案に関し排除要請があり、かつ、当該状態が継続している者
 - カ 参加しようとする者との間に「特定関係にある会社同士の入札参加制限基準」に規定する資本関係又は人的関係がある者
- (2) 令和6・7年度松戸市入札参加業者資格者名簿に登載され、委託の「調査・計画」に登録があること。
- (3) ただし、(2)の規定にかかわらず、登記事項証明書、納税証明書、営業沿革書（任意様式）、財務諸表（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書の写し、直近2年分）を参加登録関係書類と共に提出し、審査の結果、入札参加資格者と同様の資格を有すると認められた場合は、この限りではない。
- (4) 直近2事業年度の法人税、消費税、法人市民税を滞納していないこと。

(5) 参加登録関係書類の提出期限から優先交渉権者及び次点者等の決定の日までの間、松戸市病院事業建設工事等請負業者指名停止基準（令和3年4月1日施行）による指名停止、松戸市病院事業建設工事等暴力団対策措置要綱（令和5年4月1日施行）による指名除外及び松戸市病院事業建設工事等指名競争入札参加業者資格審査会等に関する要綱（令和3年4月1日施行）に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。

(6) 令和2年4月1日以降に医療法第1条の5に規定する病院であり、かつ、一般病床300床以上を有する病院の病院経営支援を受託し、完遂した実績があること。また、本業務に配置する統括責任者（業務を統括し病院事業との打合せ等に原則として常時出席）が、同種同業の統括責任者として5年以上の経験があり、令和2年4月1日以降に医療法第1条の5に規定する病院であり、かつ、一般病床300床以上を有する病院の病院経営支援について統括責任者として経営支援を行い、完遂した実績があること。

7 質問の受付

(1) 受付期間

令和7年9月8日（月）から令和7年9月17日（水）まで

(2) 質問方法

本プロポーザルに関する質問がある者は、所定の質問書（様式6）に必要事項を記載の上、事務局あてに電話で連絡の上、電子メールにより提出を行うこと。

(3) 回答

回答は、全ての質問を取りまとめた上で、令和7年9月22日（月）までに松戸市立総合医療センターホームページへの掲載により行うものとする。また、評価等に影響を及ぼす恐れがある質問（参加事業者数、参加業者名等）は受け付けない。

8 参加申込方法

(1) 提出書類

次に掲げる書類を提出すること。

様式	提出書類	提出上の注意
様式1	参加申込書	法人の代表者の印を押印し、印鑑証明書を添付すること。
様式2	会社概要書	パンフレット等の会社概要がわかるものを添付すること。
様式3	業務実績書	事業者が「6 参加資格要件」(6)に該当する実績を有していることが確認できるよう記載をすること。
様式4	業務実施体制調書	総括責任者が「6 参加資格要件」(6)に該当する実績を有していることが確認できるよう記載をすること。
様式5	参加資格確認書	—

(2) 提出方法

事前に電話連絡の上、持参又は郵送（配達証明等、到着日時の記録が残るものを使用すること。）により事務局へ提出すること。

(3) 提出期限

令和7年9月25日(木) 16時(郵送の場合、必着)

(4) 確認結果通知

参加申込の結果については、令和7年9月29日(月)に通知する。

(5) 確認結果の理由の説明の要求

参加資格が認められない旨の通知を受けた者は、書面によりその理由について、説明を求めることができるものとする。なお、説明を求める場合は、確認結果の通知を受けた日の翌日から3日以内に、その内容を書面により提出すること。

9 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

様式	提出書類	提出上の注意
様式7	企画提案書表紙	—
任意	企画提案書	正本1部、副本
任意	企画提案書(概要版)	—
任意	見積書	工数がわかる資料を添付すること

(2) 提出方法

事前に電話連絡の上、持参又は郵送(配達証明等、到着日時の記録が残るものを使用すること。)により事務局へ提出すること。

(3) 提出期限

令和7年10月2日(木) 16時(郵送の場合、必着)

(4) 資料の閲覧

企画提案書の作成にあたり、次により資料を閲覧できるものとする。閲覧を希望する者は電話またはメールにより事務局に事前申込することとし、事前の申込がない場合は、閲覧はできないこととする。

- ① 閲覧資料
 - ・経営再建プロジェクトチーム会議 第1回(8月6日)、第2回(8月19日)会議資料等
 - ・松戸市立総合医療センター経営再建方針
(令和7年8月22日 松戸市議会全員協議会資料)

- ② 閲覧場所 松戸市立総合医療センター内で事務局の指定する場所

(5) 留意事項

企画提案書(概要版)については、松戸市立総合医療センターホームページにて公表されることを前提に作成すること。

10 提案限度額

32,000,000 円(消費税及び地方消費税を含む)

※この金額は、契約時の予定額を示すものではなく、事業の規模を示すためのものである。

1 1 評価方法及び評価基準

病院事業が設置する選考委員会において、下表の評価項目及び配点に基づき採点を行う。ただし、評価点が同点の場合は、見積額の低い方から上位の順位とする。

審査の結果、評価点数が高い順に、最優秀提案者を選定するとともに、第2位以下の順位を決定するが、選考委員の採点結果の合計点が全体の6割に満たない者は選外とする。

評価項目			評価の視点	配点
組織に対する評価	1	業務実績	本業務遂行にあたり、類似業務の十分な実績や経験はあるか	10
実務担当者に対する評価	2	実施体制	業務実施のための適正な人員配置がなされているか	10
	3	専門性	業務実施のために必要な専門性を有しているか	10
	4	従事実績	本業務に類似した業務への従事実績があるか	10
提案内容に対する評価	5	理解度	業務や課題への理解がなされているか	10
	6	発想力・独自性	独自のノウハウを反映しているか	10
	7	実現性	業務フロー、工程表などの実現性があるか	10
	8	合理性	合理性のある提案内容か	10
	9	取り組み姿勢	積極的に向き合う姿勢がみられるか	10
費用	10	経費の妥当性	見積金額が提案内容に対して適正か	10
合計				100

1 2 プレゼンテーション

- (1) 日時 令和7年10月6日(月)(予定)
- (2) 場所 松戸市立総合医療センター
- (3) 実施時間 1者につき30分以内(説明20分以内、質疑応答10分程度)とする
- (4) 留意事項
 - ・ 1者3名以内とする。
 - ・ 本業を受託した際に担当する統括責任者または配置予定担当者が行うこと。
 - ・ 提出した企画提案書に沿った説明を行い、追加の説明資料については認めない。
 - ・ 机、椅子、電源、スクリーン、プロジェクターは総合医療センターで用意をする。
それ以外の物品については、参加事業者の負担において用意すること。
 - ・ 非公開とする。ただし、9企画提案書等の提出(1)提出書類の企画提案書(概要版)については、本選考委員会が終了したのちに公表される場合がある。

1 3 結果の通知および公表

選考結果は全ての参加者に対して令和7年10月7日以降に郵送で通知する。

なお、選考結果については、松戸市立総合医療センターホームページに公表する。

1 4 失格要件

次に掲げるいずれかに該当した場合には、失格とする。

- (1) 参加申込書又は提案書類について、提出期限を過ぎて提出された場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 提案限度額を超えた見積を提出した場合
- (4) 正当な理由なく、プレゼンテーション開始時間までに遅れた場合
- (5) この実施要領に定める手続き以外の方法により、市職員及び市関係者にプロポーザルに対する援助を求めた場合
- (6) 審査の公平性を害する行為があったと松戸市病院事業が認める場合

1 5 辞退

参加申込書の提出後、本プロポーザルを辞退する時は、辞退届(任意様式)を速やかに提出すること。

1 6 その他留意事項

- (1) 本プロポーザルに係る費用については、全て参加業者負担とする。
- (2) 最優秀提案者と特定されたことをもって契約締結が確定するわけではなく、仕様の協議により訂正・追加・削除を行い確定させた後、同者と1者随意契約を行い、契約書の取り交わしをもって、契約成立となる。また、提案内容がすべての仕様に盛り込まれるわけではないことに留意すること。
- (3) 参加業者が1者であっても、評価を行い、最優秀提案者として適当でないと認められる場合には、最優秀提案者と特定しないことがある。

- (4) 主たる業務（本業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等）を再委託することはできない。
- (5) 本プロポーザルにおいて提出された提案書等の書類は、松戸市情報公開条例（平成13年松戸市条例30号）に基づき開示請求があった場合は、第三者に開示する場合がある。

17 事務局

松戸市病院事業 病院政策課 経営改革担当室

〒270-2296 千葉県松戸市千駄堀993番地の1

TEL：047-712-2605

FAX：047-712-2512

E-mail：mcbyouinseisaku@city.matsudo.chiba.jp